

令和2年5月18日

地方公共団体職員の皆様

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会  
研修課

「緊急事態宣言」39県の解除等を受けて（お知らせ）

新型コロナウイルスの感染が全国的にも拡大傾向にある中、4月7日、改正新型コロナウイルス等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、政府から東京都など7都府県に対して「緊急事態宣言」が発せられ、その後、これらの自治体以外でも感染が広がっていることから、4月16日に対象区域が全国に拡大され、5月6日までの間において自粛要請等必要な対策を実施することとされておりましたが、5月4日に「緊急事態宣言」が31日まで延長されたところであります。

その後、政府は14日に「緊急事態宣言」を解除する際の基準として、感染状況、医療提供、監視体制などを総合的に判断することとし、39県が解除されることになりました。

このような中であって、当協会の研修会（主催・共催）の中止状況については、ホームページの「研修・セミナー」に最新の状況を掲載しており、今後の研修会の開催については、下記のとおり、取り扱うこととしております。

## 記

### 1 当協会主催の研修会について

緊急事態宣言の発令地域にあつては、原則として、研修会を中止します。緊急事態宣言が解除された地域については、当該地域の感染状況・感染拡大防止のための自粛要請の内容等を踏まえて決定することとします。

研修会の実施については、遅くとも開催予定日の3週間前までには決定することとしています。

開催する場合にあつては、集団感染の共通点は、特に「換気が悪く」「人が密に集まって過ごすような空間」に集団で集まることを避ける必要があります。

厚生労働省から令和2年3月28日付けで、①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声をする密接場面の「3つの密」を避けるよう要請を受けていることを踏まえ、当協会が主催する研修会も、これを遵守した形で開催することになります。

なお、その際、受講者は必ずマスクを着用していただくとともに、当日、体調がすぐれない場合は受講しないことなど、研修会の当日の受付時には、当日の体調をお伺いすることとしています。

## 2 都道府県・政令指定都市との共催研修会について

今後においても、共催開催する地方公共団体の判断を踏まえて、遅くとも3週間前までに方針を決定致します。

研修会を共同開催する地方公共団体のコロナウイルスの感染状況、参加者数、会場のスペース、いわゆる「3密」の状況など、当該地方公共団体の判断を踏まえて、当協会として方針を決定致します。具体的な対策については、別途お知らせ致します。